

国営総合農地防災事業実施要綱

平成元年7月7日付け元構改D第486号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2951号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

- 1 国営総合農地防災事業（以下「本事業」という。）は、自然的社会的条件の変化等に起因して、農業用排水施設の機能が低下していること若しくは農業用排水施設が脆弱化していること又は農業用排水施設が地震若しくは豪雨に対する耐性を有さないことにより災害のおそれが広域的に生じている地域において、その本来の機能を回復若しくは維持し、又は地震若しくは豪雨に対する安全性を向上させ、災害の未然防止を図ること及び農用地、農業用排水施設等の機能が低下しこれにより排水不良、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復し、被害を防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業内容等

1 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 一般型

令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、地盤沈下、流域開発等の他動的要因に起因して機能が低下している農業用排水施設の機能の回復又は維持を図るために行う当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては、当該施設の変更又は当該施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設（以下「代替農業用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行ふ既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。以下同じ。）に限る。）を内容とするもの

(2) 豪雨災害対策型

令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であつて、豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設の豪雨災害を防止するために行う当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては、当該施設の変更又は代替農業用排水施設の新設に限る。）を内容とするもの

(3) 大規模地震型

令第49条第1項第1号若しくは第4号又は法第87条の4第1項第1号に掲げる事業であつ

て、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対して必要な耐震性を有していない農業用排水施設の耐震化を図るために行う当該施設の変更（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む。）を内容とするもの

(4) ため池群型

令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、相当数の農業用のため池が存在する地域における農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急な整備を要する複数の農業用のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては、当該ため池の変更又は代替農業用排水施設の新設に限る。）を内容とするもの

(5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

令附則第2条又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、地震若しくは豪雨又は劣化による防災重点農業用ため池（これに相当する国有の農業用ため池を含む。以下同じ。）の決壊等を防止するために行う防災重点農業用ため池及び当該ため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては、当該ため池の変更又は代替農業用排水施設の新設に限る。）を内容とするもの

(6) 基幹施設型

ア 令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、国営土地改良事業等で造成された基幹土地改良施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること、当該施設が河川区域内にある農業用河川工作物でありその構造が河川管理上不適当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものの機能の回復又は維持を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては、当該施設の変更又は代替農業用排水施設の新設に限る。）を内容とするもの

イ 法第87条の2第1項第2号ロに掲げる事業であって、国自らが造成した農業用排水施設及び当該施設の管理主体が当該施設と一体的に管理している農業用排水施設の機能回復を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

ウ 法第87条の2第1項第3号に掲げる事業であって、ア又はイに掲げる農業用排水施設のうち当該施設の機能低下が地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるものの機能回復を図るために行う当該施設の変更を内容とするもの

(7) 農地機能保全型

令第49条第1項第1号に掲げる事業であって、北海道において、地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するために必要な農用地及び農業用排水施設等の機能回復を図るため又は当該土壌侵食等の災害の未然防止を図るために行う農業用排水施設の新設又は変更を内容とするもの

(8) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

ア 令第49条第1項第2号に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行う排水施設の新設若しくは変更又はため池の変更で、(1)の一般型、(2)の豪雨災害対策型又は(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

イ 令第49条第1項第4号の2に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行う

ため池の変更で、(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

ウ 法第87条の4第1項に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行う排水施設若しくはため池の変更又は代替農業用排水施設の新設で、(1)の一般型、(2)の豪雨災害対策型又は(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

(9) 併せ行う農地機能保全整備

令第49条第1項第3号に掲げる事業であって、北海道において、地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用道路の変更、暗渠排水又は整地で、(7)の農地機能保全型の事業と併せ行うもの

2 採択基準

本事業の採択基準は、次のとおりとする。

(1) 一般型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね3,000ha以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね1,000ha以上の地積にわたる土地であり、かつ、機能の低下している農業用排水施設に係る受益面積が当該地積の2/3以上であること。

(イ) 総事業費がおおむね100億円以上であること。

(ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね300ha（畑に係るものにあつては100ha）以上であること。

(2) 豪雨災害対策型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね3,000ha以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね1,000ha以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 総事業費がおおむね100億円以上であること。

(ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね300ha（畑に係るものにあつては100ha）以上であること。ただし、次のaからcまでの要件を満たす場合にあつてはおおむね100ha以上であること。

a 受益地内で以下に掲げるいずれかの流域治水対策が実施されること。

(a) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

① 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

- (b) 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (c) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- b 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること。
- c 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること。

(3) 大規模地震型

ア 令第49条第1項第1号に掲げる事業又は法第87条の4第1項第1号に掲げる事業（イに掲げるものを除く。）として実施する場合については、次の(ア)から(イ)までの要件を満たすものであること。ただし、耐震化と一体不可分な範囲で補修又は更新を行う場合においては、次の(ア)から(イ)までの要件に加えて、次の(エ)から(カ)までの要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね3,000ha以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあつてはおおむね1,000ha）以上の地積にわたる土地であり、かつ、必要な耐震性を有していない農業用排水施設に係る受益面積が当該地積の2/3以上であること。
- (イ) 耐震化対策に係る事業費がおおむね100億円以上であること。
- (ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね300ha（畑に係るものにあつては100ha）以上であること。
- (エ) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。
- (オ) 耐震化と一体不可分な範囲において老朽化等による機能低下がみられること。
- (カ) 補修又は更新を行う施設が、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める計画に位置付けられていること。

イ 令第49条第1項第4号に掲げる事業又は法第87条の4第1項第1号に掲げる事業として実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。ただし、耐震化と一体不可分な範囲で補修又は更新を行う場合においては、次の(ア)及び(イ)の要件に加えて、次の(ウ)から(オ)までの要件を満たすものであること。

- (ア) 事業による受益地がおおむね500ha（田以外の農用地を受益地とする事業で、おおむね150kPa以上の圧力を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設に係るものにあつては、おおむね100ha）以上の地積にわたる土地であること。
- (イ) 対象となる施設が、国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設（地域の農業水利上重要な機能を担う基幹施設に限る。）であつて、その通水量等がおおむね0.5m³/s（田以外の農用地を受益地とするものにあつては受益地100ha当たりの通水量等がおおむね0.03m³/s）を超えるもの又はそれに相当する能力を有するものであること。
- (ウ) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。
- (エ) 耐震化と一体不可分な範囲において老朽化等による機能低下がみられること。
- (オ) 補修又は更新を行う施設が、農村振興局長が別に定める計画に位置付けられていること。

(4) ため池群型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね3,000ha以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね20ha以上であること。

(5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね300ha以上、かつ、防災受益地がおおむね500ha以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる防災重点農業用ため池の貯水容量がおおむね5,000m³以上であること。

(6) 基幹施設型

ア 令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業として実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね1,000ha）以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設が、都府県（沖縄県を除く。）において行われる場合にあっては末端支配面積がおおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね1,000ha）以上のもの、北海道において行われる場合にあっては末端支配面積がおおむね500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあってはおおむね1,000ha）以上のもの、沖縄県において行われる場合にあっては末端支配面積がおおむね1,000ha以上のものであること。

イ 法第87条の2第1項第2号ロに掲げる事業として実施する場合については、対象となる施設が、都府県において行われる場合にあっては末端支配面積がおおむね1,000ha以上（末端支配面積が3,000ha未満のものは総事業費がおおむね100億円以上）、北海道において行われる場合にあっては末端支配面積がおおむね500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあっては、おおむね1,000ha）以上のものであること。

ウ 法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね1,000ha）以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね1,000ha（第2の1の(6)のアに掲げる農業用排水施設にあっては、おおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね1,000ha））以上であること。

(7) 農地機能保全型

事業による受益地がおおむね300ha以上の地積にわたる土地であること。

(8) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

対象となる施設は、排水施設又はため池（国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設と一体となって機能を発揮するため池に限る。）及びこれに関連する農業用排水施設であって、末端支配面積がおおむね300ha以上（複数のため池を整備する場合にあっては、おおむね20ha以上であり、かつ、ため池の受益面積の合計がおおむね300ha以上）のものであること。

(9) 併せ行う農地機能保全整備

事業による受益地がおおむね500ha以上の地積にわたる土地であること。

(10) 次のアに掲げる場合にあつてはアに掲げるシステムの整備を、イに掲げる場合にあつてはイに掲げる分水施設の整備を、本事業の対象とすることができるものとする。

ア 農業用排水施設の設置、ほ場の整備状況等の要因により、(1)から(6)まで及び(8)に掲げる末端支配面積の要件（以下「末端支配面積要件」という。）を満たさない農業用排水施設に係る水管理システムの整備を行うことが必要である場合にあつては、(1)から(6)まで及び(8)の農業用排水施設に加えて当該システムの整備

イ (1)に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める要件に該当するものにおいて、末端支配面積要件を満たす農業用排水施設と一体的に末端支配面積要件を満たさない分水施設である農業用排水施設の整備を行うことが水源転換による水利システムの再構築の面から必要である場合にあつては、(1)の農業用排水施設に加えて当該分水施設の整備

(11) (1)から(3)まで及び(6)に掲げる事業のうち、末端支配面積がおおむね100ha以上の重要度及び緊急性が高い施設として農村振興局長が別に定める要件に該当する施設については、必要な整備をできるものとする。

第3 国庫負担率

本事業の国庫負担率は2/3とする。ただし、都府県において実施される基幹施設型の事業であつて、末端支配面積がおおむね5,000ha（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ha）以上のダム、頭首工、排水機場及び排水樋門に係るものにあつては70%、北海道において実施される事業にあつては75%（基幹施設型のうち田以外の農用地を受益地とするものにあつては85%）、沖縄県において実施される基幹施設型の事業にあつては95%とする。また、第2の2の(10)のアに掲げるシステムの整備のうち農村振興局長が別に定める要件に該当しない部分の工事に係る国庫負担率及び第2の2の(10)のイに掲げる分水施設の整備に該当する工事に係る国庫負担率は50%とする。

第4 調査、全体実施設計及び施設長寿命化検討調査

地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。また、大規模地震型の事業が実施される予定の地区であつて、老朽化等により施設の機能低下がみられる場合については、次により施設長寿命化検討調査を行うものとする。

1 調査

(1) 地方農政局長は農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性等について調査を行い、本事業の土地改良事業計画（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては緊急防災等工事計画。以下同じ。）の案を作成するものとする。

(2) 調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

(1) 地方農政局長は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な全体実施設計を行うものとする。

(2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

3 施設長寿命化検討調査

(1) 施設長寿命化検討調査は、予算の範囲内において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討するものとし、農村振興局長が別に定める計画を

作成するものとする。

- (2) 施設長寿命化検討調査に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費に含まれないものとする。

第5 指定工事

本事業のうち令第49条第1項第1号に掲げる事業について、指定工事（令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、本事業の施設の工事のうち早期に完了すべき工事を土地改良事業計画において指定工事として指定するものとする。

第6 事業の採択等

- 1 農林水産大臣は、調査及び全体実施設計の結果に基づき、予算の範囲内において、本事業の採択を行うものとする。この場合、指定工事を指定した本事業については、原則として、指定工事に係る部分と指定工事以外の工事に係る部分とを区分して採択するものとする。
- 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、本事業に着手するものとする。

第7 負担金の支払の始期

負担金（地元負担部分に限る。以下同じ。）の都道府県の支払の始期については、事業完了の翌年度（指定工事の指定がある場合には、当該指定工事に係る負担金の部分については原則として指定工事完了の翌年度）とする。

第8 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。